

# みやま市農業委員会総会議事録

- 日時 令和2年2月10日 午後2時～午後2時30分
- 場所 みやま市役所高田支所会議室
- 出席者 出席者 18名 欠席者 1名
- 議事
1. 開 会
  2. 付議事案
    - 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  3. 報告事項
    1. 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
    2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
    3. 農地法第18条第6項の規定による通知について
    4. 使用貸借解約通知について
    5. 利用権等設定事業による農地の賃貸借平均価格（実勢価格）について
  4. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名
1番	山 下 秀 徳
3番	河 野 正 春
5番	原 田 龍三郎
7番	野 田 恵 次
9番	岡 田 佳 子
12番	木 下 正 信
14番	中川原 大 吉
16番	平 川 弘 義
18番	池 田 正 幸

議席番号	氏 名
2番	新 開 文 則
4番	河 野 義 明
6番	佐 藤 典 美
8番	加 藤 和 己
11番	嶋 芙 沙子
13番	大 城 祐 吉
15番	河 野 和 夫
17番	内 藤 秋 彦
19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

10番 田 崎 明

出席推進委員（19名）

座席番号	氏 名
21番	田 中 良 和
23番	石 橋 直 幸
25番	松 尾 正 巳
27番	篠 崎 宣 治
29番	松 尾 一 則
31番	坂 梨 誠 治
33番	川 口 広 樹
35番	山 下 久 弥
37番	武 藤 睦 夫
39番	岩 屋 明

座席番号	氏 名
22番	森 静 男
24番	江 崎 須三信
26番	堤 貴 大
28番	上 原 充
30番	柿 原 廣 典
32番	河 野 通 成
34番	大 城 政 英
36番	古 賀 勝 則
38番	末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 池 田 政 俊  
事務局 係長 相 地 智 輝  
事務局 田 中 砂 希

○事務局（池田）

それでは、ただいまから令和2年2月定例総会を開催させていただきます。  
開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（池田）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
なお、議席番号10番田崎委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。推進委員は19名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号13番大城祐吉委員、同じく14番中川原大吉委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

1月25日に現地調査と必要書類の精査をいたしました。別段問題はないかと思っておりますので、皆様の御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

これも1月25日に現地を見て、書類の精査もしましたが、問題ないかと思われます。皆様方の御審議のほどお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（篠崎）

こちら1月25日に現地を確認いたしまして、申請書類を精査しましたが、問題ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

**○事務局（田中）**

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○31番（坂梨）**

1月23日に農業委員と現地を確認しまして、そのときに双方の関係が兄弟ということであります。何ら問題ないと判断していますので、皆様の御審議をよろしくお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

**○事務局（田中）**

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○33番（川口）**

1月24日に現地を確認しております。親子間の移動になっております。そして、現地はビニールハウスが建っております。その中でイチゴを作っております。地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定

いたします。

次に、整理番号6番と7番は関連がありますので、一括して審議を行いたいと思います。

事務局は、整理番号6番及び7番について説明してください。

**○事務局（田中）**

整理番号6番及び7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。譲受人の耕作面積が5反未満であります。耕作利便のための一体利用によるもので要件を満たしております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見ををお願いします。

**○35番（山下）**

申請書に基づきまして、1月23日に地元農業委員さんと現地を確認いたしました。現在借りて耕作されている方が地主さんより買い取られて、そのまま耕作されるということでございますので、何ら問題ないかと思われま。皆様方の御審議のほうをよろしくお願ひいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号6番及び7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号6番及び7番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、事務局は、整理番号8番について説明をしてください。

**○事務局（田中）**

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、使用貸借となっております。この案件は、経営移譲年金受給のための契約であり、経営基盤強化促進法での申請も可能ですが、延長が可能な農地法3条での申請となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見ををお願いします。

**○26番（堤）**

ここに関しては、うちと同じ集落であり、同じミカン農家であるために、全部が全部確認してはいませんけれども、特に問題はないということで自分は見えています。審議のほうよろしくお願ひいたします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第36号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

**○事務局（相地）**

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

資料9ページを御覧ください。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に集落接続により一般住宅を建築するために転用するものです。

資料10ページを御覧ください。東は宅地、西は宅地、北は水路、南は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、北側水路へ放流します。以上です。

**○議長（徳永）**

次に、地元委員の意見をお願いします。

**○26番（堤）**

2月5日に現地を確認しましたところ、何ら問題ないかと思われま。審議のほうよろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

**○農地委員長（中川原）**

2月5日の午後より地元委員並びに推進委員、事務局と現地を確認しましたが、書類を見ましたが、何ら問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。

**○議長（徳永）**

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第37号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第38号について説明をしてください。

**○事務局（相地）**

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定につ

いて説明いたします。

議案書6ページをお願いします。周年契約は、田5万1,397平方メートル、畑2万1,948平方メートル、合計7万3,345平方メートル、件数は26件、筆数は52筆となっています。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけております。事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書12ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが2件となっています。

内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

**○議長（徳永）**

議案書11ページ、25番の譲受人については、みやま市で初めて農業をされる法人でございますので、農政委員会で面談を行っていただいております。

ここで農政委員会からの報告をお願いします。

**○農政委員長（原田）**

1月25日に山川町にある旧A法人のハウス施設の跡地の問題で面談を行いました。農業委員会から会長、副会長2人、農政委員会から2人と地元委員さん、それに市役所から2人と、相手方からは社長、販売、生産担当の方々と市役所横の別館で行われました。

相手方B法人は、平成16年に他県で資本金4,500万円で設立され、現在では6.6ヘクタールでトマトを中心に生産、加工、販売を大型スーパーなど90店舗で販売され、年間13億円の売上をされるということでした。一方、こちらでA法人跡地では、生産担当に荒尾におられる親子の方がされて、A法人の元パートさんを採用され、今年の8月に植え付けられるそうです。大体反当1,000万円の収益を目指しているそうです。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま議案第38号について説明をいたしました。何か御質問、御意見はございませんか。

**○1番（山下）**

以前はそんなら、質問ばってん、A法人関係の方が作ってあつとやろう。

**○事務局（相地）**

山下委員の質問にお答えいたします。

以前はといいますと、A法人が作付されてあったトマトのハウスです。今回、撤退に伴いまして空きハウス状態になっておりましたので、A法人が探されておりました。今回、こういった形で利用権を結ぶことになっております。

**○1番（山下）**

分かりました。

**○議長（徳永）**

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第38号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御異議がないようですので、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農



用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第1号、農地法第4条第1項第9号の規定による届出について、農業用倉庫建築のための転用届出を1件受理しております。地元委員による現地調査を行い、問題なしとの報告を受けております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてですが、側溝建築のための転用届と戸建て住宅建築のための2件を受理しております。地元委員による現地調査を行い、問題なしとの報告を受けております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

**○24番（江崎）**

農地法第5条ですけれども、先ほどの居宅建築の場合は、先ほど資料とかがあるんですけども、16ページのほうは無いんですけど、この違いというのは何でしょうか、教えていただきたいんですが。

**○事務局（相地）**

お答えいたします。農地法第5条第1項第7号というのは、高田町にございます市街化区域。市街化区域における農地転用につきましては転用許可ではございませんで、届出ということで済むことになっております。ですので、資料等はついておりません。

**○議長（徳永）**

よろしいですか。

**○24番（江崎）**

はい。

**○議長（徳永）**

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が10件出されております。内容については、設定が5件、自作が3件、所有権移転が2件となっ

ております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、届出が3件出されております。内容については、設定が3件となっております。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第5号について、事務局は説明をお願いします。

**○事務局（相地）**

報告事項、第5号、利用権等設定事業による農地の賃貸借平均価格（実勢価格）についてですが、反当たりの田の平坦部で1万1,734円、現物は米60キロ、山間部で8,348円、現物で米60キロ、畑は全域で6,914円となっています。以上です。

**○議長（徳永）**

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

**○事務局（相地）**

ここで決定されますと、2月15日号の広報のほうに掲載されることとなります。

**○議長（徳永）**

ほかに何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（徳永）**

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。